

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

（表）

蜜蜂飼育届・飼育変更届		
年 月 日		
東京都知事 殿		
現 住 所		
電話番号		
氏 名		
〔 法人にあっては、その事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕		
養蜂振興法第 3 条第 1 項又は第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。		
記		
1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況		
飼 育 場 所		飼育蜂群数
		群 (うち日本蜜蜂 群)
2 年蜜蜂飼育計画		
飼 育 場 所	飼育予定最大計画蜂群数	飼 育 期 間
	群 (うち日本蜜蜂 群)	1月1日から 月 日まで
	群 (うち日本蜜蜂 群)	月 日から 月 日まで
	群 (うち日本蜜蜂 群)	月 日から 月 日まで
	群 (うち日本蜜蜂 群)	月 日から 月 日まで
3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。		
(1) 個人情報の利用目的：東京都は、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ利用する。		
(2) 個人情報の安全管理措置：東京都は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。		
(3) 個人情報の第三者への提供：東京都は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。		
・法令に基づく場合		
・東京都の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、区市町村、他の道府県）及び関係機関等の協力が必要な場合		

（日本産業規格 A 列 4 番）

(裏)

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号を記入すること。
- 2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要なに応じ緯度及び経度）を記入すること。
なお、地図の添付等でも可とする。
- 3 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入すること。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、東京都は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、東京都から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。